

第3回 クリーニング師研修等事業WG	
平成22年11月19日	資料1

クリーニング師研修等事業 指摘事項及び対応案

クリーニング師研修等事業 指摘事項及び対応案

	現行	事業仕分けでの指摘事項	WGでの指摘事項	対応案（法改正事項を含む）
<p>クリーニング師、業務従事者に期待される役割</p> <p>クリーニング師研修、業務従事者講習の在り方について</p>	<p>クリーニング師は、公衆衛生及び洗濯処理に関する専門知識等を有し、当該クリーニング所の衛生管理を行う上での実質的な責任者であり、施設、設備等の衛生管理、洗濯物の適正な処理、有機溶剤等の適正な使用管理等について常に指導的立場から関与することが期待されている。</p> <p>業務従事者は、クリーニング業務に関する衛生管理とクリーニング業法施行規則第10条の3に規定されている。</p> <p>① 消費生活年報によると、クリーニングに関する相談件数は、ここ数年減っているものの、2008年で約8,400件（商品・役務別分類の順位：14位）ある。 （※ 1985年以降最高は1997年、約11,000件）</p> <p>② 衣料素材等の多様化、関係法令（特に環境規制）の改正等新しい知識を常に得る必要がある。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・クリーニング師研修、業務従事者講習制度の継続の是非 ・内容の充実についてどう考えるか 	<p>クリーニング業界においては、技術革新、消費者、経営環境、法規制等の環境変化が毎年のように発生している。</p> <p>（制度の改善）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クリーニング師は、衛生、技術など業を行うにあたって、総合的な知識を必要とされているため、定期的な研修が必要ではないか。 ・さらに、クリーニング師が実質的な責任者であれば、1クリーニング所に複数のクリーニング師がいた場合、全員が研修を受ける必要があるのかどうか。 <p>（法改正を要する事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一方、業務従事者は、クリーニング業務に関する衛生管理を行うこととなっており、全ての業務従事者が一定の講習を受講する必要があると考える。しかし、現行の業務従事者講習に関して、5人に1人受講しなければならないことについては必ずしも合理的な理由がない。公衆衛生の知識を全員必要とするか、また、国の制度として位置付ける必要があるか議論が必要である。 ・取次所には、クリーニング師がいない場合もあるが、取次所でのトラブルも発生していることから、取次所において、最低1人は管理的な立場から定期的に講習を受ける仕組みとすることが適当ではないか。

<p>研修、講習 科目</p>	<p>○衛生法規及び公衆衛生 1 クリーニング業法の解説、2 衛生法規の概要、3 公衆衛生の概要、4 クリーニング業と公衆衛生</p> <p>○洗たく物の受取、保管及び引渡し 1 受取、保管及び引渡し、2 品質表示と取扱い、3 消費者への説明及び苦情</p> <p>○洗たく物の処理 1 ドライクリーニング、2 ランドリー、3 特殊クリーニング、4 溶剤と洗剤、5 洗たく物の消毒</p> <p>○繊維及び繊維製品 1 繊維の種類、2 繊維の鑑別、3 繊維製品の製法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・研修・講習の内容が果たして義務づけするにふさわしい内容となっているのか。 ・技術や知識が著しく低下していることがこういったクリーニングトラブルの原因ではないのではないか。 ・地域差があると悪いのか。 ・絶対全国統一的でなければならぬということはない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・科目は良いが、内容次第。 ・新たに知ること、再認識することが重要。 ・内容がマンネリ化していて大きな変化がない。 ・大手は自社で研修できる。生衛業は難しい。地域で頑張ってもらいたい。 ・消費生活年報でもトラブル件数のランキング高い。トラブルが減るよう研修を生かして欲しい。クリーニングに期待している。 ・実物の紹介も含め、トラブルに関する内容を多くやっている。 ・教本がとっつきにくかった。DVD、映像にもチャレンジ。 ・水洗機の取扱いが参考になった。 ・作業の疑問の確認ができた。 ・海外のクリーニング、感染症の事情を教えて欲しい。 ・タイムリーな内容を教えて欲しい。 ・消費者行政、営業者の観点のカリキュラム追加。 ・テキスト、資料の簡略化（継続の受講者）。 ・カリキュラムに16年の法改正の内容（利用者の利益の擁護）の追加。 ・高齢化社会に対応した内容の追加。 ・トラブルに関するQ & A（法律的な話）。 ・クリーニングの販促につながる話を入れている。 ・他店の情報（ノウハウ）を教えて欲しい。 ・産業クリーニングの研修をやって欲しい。 ・トラブルの原因となっている技術、接客に関する内容や参加者によるディスカッション 	<p>利用者（消費者）の視点からの研修、また、受講者であるクリーニング師本位の研修が求められており、クリーニング業を含む生活衛生関係営業は国民に対して常に衛生的で安心できるサービスの提供、地域社会への貢献が求められている。クリーニング師、業務従事者及びクリーニング業界全体に求められているものを研修、講習で実施することが必要である。</p> <p style="text-align: center;">＜大臣告示等を要する事項＞</p> <p>内容の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カリキュラムに平成16年の法改正の内容（利用者の利益の擁護）、消費者行政、営業者の観点の追加。 ・時代に応じたテキスト、副教材の作成 ・継続受講者は、新しい課題等を重点的に研修することとし、内容を少なくしてはどうか。 <p>等</p>
---------------------	---	---	---	--

			<ul style="list-style-type: none"> ン等を盛り込む。 ・テキストの内容は3年ごとに全面的に改定する。 ・クリーニング師、業務従事者の現場のニーズに即した内容を研修、講習科目に盛り込むべきではないか（業務従事者には、大きく分けて、取次所と工場に従事している人がいる）。 ・初めて研修、講習を受講する人と2回目以降の受講者の内容は同じで良いか。 	
研修、講習 成果の確認	<p>必要に応じ、研修又は講習の修了後、受講者より、レポートを提出させ、研修又は講習の成果を確認することとなっている。</p> <p>研修等の受講を修了した者には、主催者において必ず修了証書を交付するものとし、レポートの成績の著しく不良な者等については主催者において修了を認めない措置を講ずるものとする事となっている。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・受講者が研修等受講日を確認しやすいように修了証書を工夫すべきではないか。受講済みであることを消費者に伝えるにはどうしたら良いか。 (クール毎に修了証書の色を変える、受講年月日を記載する、スタンプラリーのように次々と判を押すようにする、など。あるいは、携帯しやすいカード式など) ・研修等未受講者への対応をどうするか。 ・受講済みステッカー 法令遵守の店であることをお客様にアピールするセンスのよいステッカーの作成。 3回以上連続受講者にはゴールドステッカーや称号を与えてはどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・クリーニング師研修、業務従事者講習の修了証書を掲示する等、消費者に対する情報開示を行うのはどうか。 ・研修の修得具合を適切に評価する必要があるのではないか。 <大臣告示等を要する事項> なお、修得具合を評価する方法として修了試験、論文作成、議論等が考えられるが、効果的な方法としては、出席者による議論が考えられる。なお、研修、講習に議論を盛り込むにあたっては、効果的な議論を行うためには、講師の養成が必要となる。
研修、講習 時間	<ul style="list-style-type: none"> ○衛生法規及び公衆衛生 1時間以上 ○洗たく物の受取、保管及び引渡し 1時間以上 ○洗たく物の処理 1時間以上 		<ul style="list-style-type: none"> ・日曜に研修を行うことで受講率が向上した。 ・研修の通知方法を年度当初に幅広く行い、受講率が向上した。 ・実施日数や実施場所が少ないために受けられない人がいる。 ・1事業所にクリーニング師が複数いた場合、1事業所で1人受講すれば良いと思ってい 	<p>継続受講者は、新しい課題等を重点的に研修するとともに、講師の指導下でのレポートと意見交換を行い、実践的な内容としてはどうか。</p> <p><大臣告示等を要する事項> 実施曜日、実施場所を多様化し、受講者に配慮した体制に努めるとともに、通信制の活用</p>

	<p>○繊維及び繊維製品 1時間以上</p>		<p>る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2回目以降の受講率が悪い。 ・個人営業では、研修をより細目にして頂きたい。 ・内容、時間の弾力化。 ・組合主催の講習会に参加した店に対しては、研修・講習の受講時間を短縮又は免除できないか。 ・講師の指導のもと、レポートと意見交換を行うのはどうか。 ・研修、講習の実施回数、場所について、工夫できないか。 ・研修、講習の周知方法を工夫できないか。 ・初めて研修、講習を受講する人と2回目以降の受講者の時間は同じで良いか。 	<p>を図るのはどうか。</p> <p style="text-align: right;"><研修主催者></p>
<p>講師</p>	<p>○衛生法規及び公衆衛生 医師、歯科医師、薬剤師、獣医師又は衛生行政三年以上の経験を有する者</p> <p>○洗たく物の受取、保管及び引渡し</p> <p>○洗たく物の処理</p> <p>○繊維及び繊維製品 これら科目に関して高度の知識及び技術を有する者</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・技術の担当が不足。同じ人が実施。 ・衛生法規は、3年に1度入れ替えをはかっている。 ・教え方に問題があるのではないか。 ・タイムリーな副教材の作成。 ・新素材や事故品のサンプル品の使用。 ・様々な専門講師を選任する。 ・講師のプレゼンテーションテクニックの向上。 ・詳細事項を記載した講師用マニュアルの作成。 ・講師の養成方策、講義の方法の改善。 ・講義内容をネットで流す。 ・講師の養成方法を工夫できないか。 ・講師不足を補う方法はないか（県境を越えた講師派遣、ブロック単位での研修・講習の実施、DVDの活用、通信制の活用等）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・講習内容に応じて、講師を選任するとともに、講師相互の意見交換等により、講師の資質の向上、講師間の格差の解消に努めることとする。 ・なお、DVDの活用など、統一的な教材の活用も考慮してはどうか。 <p style="text-align: right;"><研修主催者></p>

<p>研修、講習の実施機関、受講料</p>	<p>研修等の主催者は、民法第34条に規定する公益法人であって研修及び講習を適正かつ確実に行うことができると認められるもの。</p> <p>受講料の上限額は、クリーニング師研修が5,000円、業務従事者講習が4,500円と「クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の実施について」（平成13年3月30日健衛発第33号厚生労働省健康局生活衛生課長通知）により定められている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・全国指導センターを関与させずに、それぞれの都道府県がもう既に中核的な業務を担っておられる都道府県指導センターを直接指定をして、そして実施すれば、間接的な経費も削減できて、受講料の減額を行って、クリーニング師に負担が余りいかないうような形で実施することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・受講料引き下げ、無料化。 ・継続の受講者については受講料を引き下げるべき。 ・全国センターが行政事務の効率化、減量化を下支えしている。 ・実施機関として委託されている（財）全国生活衛生営業指導センターの役割をどう考えるか。 ・研修、講習の質の確保と適正な受講料についてどう考えるか。 ・研修、講習終了時に適切なアンケートを実施し、その結果を次回以降に反映させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現行制度は、厚生労働大臣が定める基準（講習の内容、時間等）により、都道府県が実施機関を指定する仕組みであり、妥当ではないか。 ・当該講習は、全て受講者からの負担に基づき実施していることから、今後とも受講者数に応じた適切な受講料とすることが必要である。
<p>行政の指導監督の在り方</p>	<p>都道府県知事は、研修等の適正な運営を図るため、研修等の主催者を指導する。</p> <p>研修等が修了したときは、主催者において研修等実施状況報告書を作成し、都道府県知事に提出する。</p> <p>営業者への受講促進。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・新規開業者に関しては保健所から埼玉県センターへ情報提供。（埼玉県） ・組合、センターとも連携。連携を阻害する要因として組合組織率の低下。 ・営業者への受講勧奨ができる。 ・名簿の整備。 ・事業者の情報等について、情報の共有、連携の強化についてどう考えるか。 ・クリーニング師の情報を開示することについてどう考えるか。 ・保健所での立入検査と研修・講習の受講確認をリンクさせるのはいかがか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者団体、保健所が改革の内容を踏まえ、受講促進の呼びかけを徹底してはどうか。
<p>その他</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・内容はともかく、この制度自体がうまくいっていない、本研修の意義が不明確、そもそも国の事業として行う正統性がない、といったコメントがあった。民間で行われることであれば、品質が落ちれば 	<ul style="list-style-type: none"> ・廃業届を出すのは少ない。 ・研修に出ると良い、と未受講者に伝えるべき。 ・罰則がないから受講しない、という考えもある。 ・罰則を設けることについては、反対。なじ 	<ul style="list-style-type: none"> ・研修受講者数の把握のために、統計の整備について検討する。 <p style="text-align: right;">＜厚労省＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受講者の講習後の意見を集約し、継続的に講習の改善を図るようにしてはどうか。 <p style="text-align: right;">＜研修主催者＞</p>

		<p>淘汰されていくわけで、品質向上の話は業界内で行えばよいこと。国が義務付ける必要性についての納得の得られる回答はなかった。結論としては権限付与自体の廃止だが、内容としては、国が義務付けること自体を見直す、行うにしても中身について精査する、ということを経験としたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●受講率が 32%というのは制度上成り立っていない。必要性を検討すべき。 ●既に受講率 32%、研修の有効性が認められない。3年に1度の研修を義務づけることはナンセンス。必要なら各都道府県が主体的に実施すればよい。 ●研修の効果を実証するデータがないので、効果判定はできない。それにも関わらず、4500~5000円の受講料徴収を行い、独占的に業務（研修）を行っているのは大きな問題。「優良店」の基準づくり、加盟管理を行政機関の指導抜きで、マーケット原理のみに任せるべきだろう。 ●研修自体の廃止。 ●トラブル分析のない現状では、施策の有効性が証明できない。 ●研修事業の意味が理解できない。 	<p>まない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3年に1回、何度受けてもまた同じとならないようにしてほしい。 ・窓口でのトラブル状況は変わっていない。 ・公的統計がない。 ・研修を3年ごとではなく、5年ごとに。 ・クリーニング師免許、クリーニング店の更新制を導入すべき（研修等を受けて更新）。 ・通信制の研修・講習の充実。 ・修了者への公庫融資の特典。 ・行政機関での入札の条件にする。 ・消費者へのPRが必要。 ・受講者に対して年に1回程度、「最近のクリーニング情報」を作成し、都道府県指導センターを通じて配付し、次回の研修参加に結びつける。 ・TVの全国放送で「クリーニング師の技術向上の実態」というテーマの番組を放映する。 ・研修未受講者、講習を受けさせない営業者に対する罰則の対応についてどう考えるか。 	
--	--	---	---	--

		<ul style="list-style-type: none"> ●本研修とクリーニングサービスの水準に、どのような相関があるかが不明。7割弱は受講していないが、市場メカニズムの中でクリーニング市場に大きな問題なく存在している。制度自体が義務の仕組みとしては不要。 ●3年ごとの義務付け研修の必要性は説明できないと考える。真に業界の質が向上する研修内容・方法を再検討してもらいたい。 <ul style="list-style-type: none"> ・3年ごとに受講する必要性があるのか。 ・義務化していることはどうか。 ・受講せずとも、罰則がない。 ・ものすごく重大な問題がある市場ではなくて回っているという実態がある。 ・義務付けなければいけないまでの切迫した理由というのは何か。 ・3割しか受講していないというのは制度的欠陥。 ・罰則、あるいは対応がないとしたら、これは明らかに政策的な対応としては空洞化している。 		
--	--	---	--	--